

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

第一条 干拓事業所（以下「事業所」という。）の処務については、別に定めるものを除く外、この規程の定めるところによる。

（分掌事務）

第二条 事業所は、次に掲げる干拓事業の事務をつかさどる。

- 一 調査設計に關すること
- 二 工事監督に關すること
- 三 用地買収並びに補償に關すること
- 四 変電所の管理に關すること
- 五 その他特に命ぜられたること

（起工）

第三条 所長は、当該年度において執行する工事につき、予算の範圍内で実施設計書を調製し、起工についての意見を知事に具申しなければならない。

（設計書の変更）

第四条 前条の設計書の変更をするときは、設計書（新旧対照設計とし、旧設計は朱書き、新設計は墨書きとする）

鳥取県訓令第二十八号

干拓事業所

鳥取県知事 西 尾 愛 治

干拓事業所

干拓事業所処務規程

（総則）

る)を調製し、その理由を附して知事に提出しなければならない。

(工事の延長)

第五条 所長は、工事の着手又は完成の延期願を受理したときは、その延期を要する事由及び日数を調査し意見を附して知事に進達しなければならない。

(工事の出来形及び完成の検査)

第六条 所長は、工事の出来高に対する検査の請求書又は工事完成の届書を受理したときは、実地調査の上検査の必要を認めたときは請求書又は届書の欄外に検査を要する旨を記載し、これに認印して知事に進達しなければならない。

(第七条 工事出来形又は完成の検査は、所長及び知事が命する技術吏員が行うものとする。)

2 所長は、前項の検査が完了したときは、出来形検定書又はしゆん功検定書(第一号様式)を作成し、請負代金の請求書とともに知事に進達しなければならない。

3 検査にあたつては、関係者を現地に立ち合わせなければならない。

(用地等の買収又は補償)

第八条 所長は、工事執行のため用地等の買収又は地上物件の移転除去等による補償を必要とするときは、調書(第二号様式、第三号様式)を作成し、知事に提出しなければならない。

(不用となつた土地又は物件)

第九条 所長は、災害により現に工事中の施設又は一部完成した施設に被害があつたときは、その概況を速報するとともにその状況を調査し、被害状況及び復旧計画の詳細を災害復旧事業計画書により遅滞なく知事に報告しなければならない。

(災害の場合の措置)

第十条 所長は、災害により現に工事中の施設又は一部完成した施設に被害があつたときは、その概況を速報するとともにその状況を調査し、被害状況及び復旧計画の詳細を災害復旧事業計画書により遅滞なく知事に報告しなければならない。

(事故発生の場合の措置)

第十一條 所長は、変電所及び配電線路が、県の責に帰する事由で被害を生じたときは、その概況を速報する

とともにその状況を調査し、被害状況及び復旧計画の詳細を補償調書(第三号様式)又は復旧計画書(第四号様式)により遅滞なく知事に報告しなければならない。

い。

(所長の出張)

第十二条 所長が県外に出張しようとするときは、用務、出張先及び日程を明らかにして、農林部長の承認を受けるなければならない。

(専決事項)

第十三条 次に掲げる事項は、所長において専決することができる。

一 災害又は予期することができない障害若しくは灾害を防止するため、上司の指揮を受けるいとまがないとき臨機の処置を講ずること

二 工事上緊急を要する場合工事の中間検査をすることと並びに作業の中止を命ずること

九 その他軽易なこと

と

2 所長は、前項各号のうち第一号乃至第三号、第六号乃至第八号に掲げる事項につき専決処理したときは、

関係書類を添えてすみやかに知事に報告しなければならない。

(意見具申)

第十四条 所長は、次の各号に掲げる場合には、その処

置につき知事に意見を具申しなければならない。

一 設計変更その他理由により請負契約の解除を要すると認めるとき

二 請負契約に基き処分を要するとき

三 契約期間内に工事のしゆん功又は材料の完納を期し難いと認めるとき

四 その他重要と認めるとき

(備付帳簿)

第十五条 所長は、次の帳簿を備えつけ整理して置かなければならぬ。

一 履歴書

二 勤務簿

三 勤務日誌(第五号様式)

四 宿日直日誌

五 宿日直命令簿

六 超過勤務及び休日勤務命令簿

七 旅行命令簿

八 消耗品受払簿

九 郵便切手受払簿

十 市外電話記録簿(第六号様式)

十一 人夫就労表(第七号様式)

十二 賃金台帳(第八号様式)

十三 文書受発件名簿

十四 送達簿

十五 工事監督日誌(第九号様式)

十六 材料受払簿(第十号様式)

十七 往復文書綴

十八 事業計画書及び実施設計書綴

十九 用地買收及び補償関係綴

二十 調査試験関係綴

二十一 麦電日誌

二十二 電力割当及び使用実績調査表綴

二十三 電力受給日誌綴

二十四 その他必要な書類

(報告)

第十六条 所長は、次の事項につき知事に報告しなけれ

ばならない。

一 職員勤務状況報告(第十一号様式)

二 工事進捗状況報告(第十二号様式)

三 調査試験報告

四 その他知事が命じた事項

2 前項第一号及び第二号の報告については、その月分を習月五日までに、第三号及び第四号については、そのつど報告するものとする。

3 所長は、鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥

取県規則第二十四号)第六十一条の規定による地方事務所長の指揮監督を受けたときは、そのてん末につき農林部長に報告しなければならない。

(事業成績書及び工事出来形調書)

第十七条 所長は、毎年四月末日までに事業成績書(第十三号様式)及び工事出来形調書(第十四号様式)を

知事に提出しなければならない。

(事務の引継)

第十八条 所長が転職し、免職され又は、退職した場合

は引継書及び簿冊目録を作成し、後任者又は知事が指定した更員に引き継がなければならない。

2 前項の引継を終つたときは、連署の上その状況を十日以内に知事に報告しなければならない。

(臨時出張所)

第十九条 所長は、工事監督上必要があると認める場合を定めることができる。

2 前項の細則を定めたときは、遅滞なく知事に報告しなければならない。

(雑則)

第二十条 所長は、この規程の施行に当つて必要な細則を定めることができる。

2 この訓令施行の際現に使用中の從前の規程による簿

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 鳥取県中海干拓事業所事務規程(昭和二十六年九月鳥取県訓令乙第六百七十五号)は廃止する。

00223

冊及び様式類で用紙の残存するものは、この規程の定めるところにかかわらず、これを使用することができ

る。

第一號樣式

出參坐(乙少元初)授足音

昭和28年11月20日 金曜日 烏取県公報 第2467号 6

|        |                  |                       |    |        |        |    |
|--------|------------------|-----------------------|----|--------|--------|----|
| 年<br>度 |                  | 事<br>業<br>名           |    |        |        |    |
| 工事場所   |                  | 上欄<br>功年月日<br>請負人住所氏名 |    |        |        |    |
| 工事名稱   |                  | 検<br>査<br>年<br>月<br>日 |    |        |        |    |
| 設計・金額  |                  | 立会人 氏名                |    |        |        |    |
| 請負金額   |                  |                       |    |        |        |    |
| 内<br>訳 | 一<br>金<br>二<br>金 |                       |    |        |        |    |
| 仕<br>訳 |                  |                       |    |        |        |    |
| 名<br>称 | 枚数及<br>び形狀       | 出来型數量<br>前回迄<br>今回迄   | 単位 | 單<br>価 | 金<br>額 | 摘要 |

前回迄下附する額

上記のとおり機械しました。  
昭和 年 月 日

備考 1 出來形数量に対する單価表、数量計算表(書)及び図面を添付すること

第三號樣式

土地買收調書

| 地目 | 買收地積 | 單價 | 金額 | 摘要 | 要 |
|----|------|----|----|----|---|
| 田  | 反    |    |    |    |   |

7 昭和28年11月20日 金曜日 烏取県公報 第247号22

7

00225

8

昭和28年11月20日 金曜日 烏取県公報 第2467号

9 昭和28年11月20日 金曜日 鳥取県公報 第2467号

備考 1 貢収額はその算定の基礎を別紙に記載し添付することとする。

- 2 買収地一覧図を添付すること

第二十九

相傳

| 種<br>目 | 數<br>量 | 單<br>價 | 金<br>額 | 摘<br>要 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 家屋移軒補償 |        |        |        |        |

三

備考 1 補償単価はその算定の基礎を別紙に記載し添付すること

- 2 補償箇所を示す図面を添付すること



00229

昭和28年11月20日 金曜日 烏取県公報 第2467号 12

00230

13 昭和28年11月20日 金曜日 鳥取県公報 第2467号

第九號樣式

工事監督日誌

200

材料受松薄

| 所長印             | 月 日 | 監督員 職 氏 | 天候 | 名 団 |
|-----------------|-----|---------|----|-----|
| 労務者の職種別<br>出工状況 |     |         |    |     |
| 材料入庫の状況         |     |         |    |     |
| 材料貯留の状況         |     |         |    |     |
| 材料供給の状況         |     |         |    |     |
| 工具使用の状況         |     |         |    |     |
| 作業状況            |     |         |    |     |
| 機械など機械の使用状況     |     |         |    |     |
| 工事の予定、工程に對する実績  |     |         |    |     |
| その他参考となるべき事項    |     |         |    |     |

第十一號樣式

昭和第幾年月日

職員動務帳況報書

農林部長  
印

卷之三

出勤休暇日勤の他



00233

00234

|       |  |
|-------|--|
| 用地買収費 |  |
| 補償費   |  |

## (2) 整地工事

開 田

## 3 工事施行後の効果

(註) 全工事完了後及び当該年度工事完了による増産効果を米換算石数にて記載する外失業救済に対する効果(職業安定所を通じ雇用した失業者の数等)を具体的に記載すること。

## 4 その他重要な事項

(註) 他事業との関連事業資金等について記載すること。

| 第十四号様式 |            | 工事出来形調書 |       |    |   |   |
|--------|------------|---------|-------|----|---|---|
| 工種     | 施行箇所又は番号   | 数量      | 田 畜 形 | 金額 | 附 | 記 |
| 埋立     |            |         | 請負    | 直営 | 計 |   |
| 土砂     | 自測点<br>至測点 | 号       | 盛土    | 立米 |   |   |
| 堤塘     | 自測点<br>至測点 | 号       |       |    |   |   |
| ブロック   | 自測点<br>至測点 | 号       | 延長    | 米  |   |   |
| 盛土     | 自測点<br>至測点 | 号       |       | 立米 |   |   |
| 幹線水線   |            |         |       |    |   |   |
| 掘鑿     | 自測点<br>至測点 | 号       |       | 立米 |   |   |
| 護岸     | 自測点<br>至測点 | 号       |       | 米  |   |   |

- 1 工事出来形一覧図を添付すること。
- 2 一工種にして工事期間二年以上に亘るものはその出来形図(年度別に記入せるもの)を添付すること。

告 示

鳥取県告示第五百八号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条の規定に

よる変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十九年十一月十六日変更登録した。

昭和二十八年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名

鳥取県知事登録 昭和二十八年 南部土建有限公司 西伯郡法勝寺村大字法勝寺五五〇  
（ろ）第八三号 二月十八日 旧 細田 勇  
“（ろ） 第二〇八号 ”三月九日 山陰中央土木 有限公司 新 米子市道笑町三丁目二七  
西伯郡嚴村大字蚊屋二九七

新 藤原 政義  
大山初太郎

鳥取県告示第五百九号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き大岩村、網代村中学校組合、智頭町、山郷村学校組合及び鳥取県町村職員恩給組合の公平委員会の事務を次の規約により鳥取県に委託を受けた。

昭和二十八年十一月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

岩美郡大岩村、網代村中学校組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(経費)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き大岩村、網代村中学校組合(以下「甲」という。)は同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

る経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担する。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に関する必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十一月一日から適用する。

八頭郡智頭町、山郷村学校組合と鳥取県との間の

公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き智頭町、山郷村学校組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下

「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に関する必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和二十八年十一月一日から適用する。

鳥取県町村職員恩給組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き鳥取県町村職員恩給組合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

(第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。)

(その他必要な事項)

(第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に関する必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。)

附 則  
この規約は、昭和二十八年十一月一日から適用する。

雑 報

昭和二十八年十一月二十日

鳥取食糧事務所長 布野長良

出張所の所在地変更について

当所倉吉支所東郷出張所の所在地を昭和二十八年十一月六日より次のとおり変更した。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

行者 鳥取縣鳥取市東町  
刷所 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣

事務所の所在地

新 東郷町大字中興寺四一二番地  
新 東郷町大字中興寺四一二番地  
新 東郷町大字中興寺四一二番地